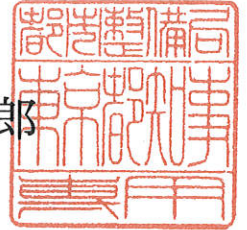


平成20年 9月 4日

(有) 加納塗装工業

加納 啓人 様

東京都知事 石 原 慎 太 郎



一般 建設業の許可について (通知)

平成 20 年 8 月 5日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号 東京都知事 許 可 (般 - 20) 第 130984 号
許 可 の 有 効 期 間 平成 20 年 9 月 4 日 から 平成 25 年 9 月 3 日 まで
建 設 業 の 種 類

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業

大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 25 年 8 月 4 日
(裏面の注意事項をお読みください。)